

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和4年1月1日発行 No. 27

【連絡先:川俣町役場 566-2111】

新型コロナウイルスワクチン接種の追加接種（3回目）について 【問い合わせ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

追加接種（3回目）は、2回目の接種を終了した日から原則8か月以上経過した方からとなります。そのため、接種順位は1回目・2回目の接種と同じく、医療従事者、高齢者、基礎疾患のある方、一般の方の順となり、対象となる方へは11月から順次「接種券」と案内通知を郵送しています。

【1. 対象者・接種開始時期等】

接種対象者へは、以下の表のと通りの日程でご案内します。

区分	接種券発送開始時期	接種開始時期
医療従事者	令和3年11月	令和3年12月
高齢者施設の入所者等	令和4年1月	令和4年2月
上記以外の高齢者	令和4年1月	令和4年2月
高齢者以外	高齢者終了最終月	高齢者終了後

※なお、国の方針により変更となる場合があります。

【2 接種案内・変更の希望】

追加接種（3回目）では「日時・場所・ワクチンの種類」を事前に指定して通知します。通知文をご確認いただき、日程やワクチンの種類の変更を希望する場合、または、接種を希望しない場合は「コールセンター」にご連絡ください。

なお、日程やワクチンの種類の変更については、ワクチンの供給量等の条件により、ご希望どおりにできない場合がありますのでご承知おき願います。

ワクチン接種は、集団接種と個別接種で行います。

コールセンター 024-597-6321 午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）

【3. 接種回数・ワクチンの種類】

接種回数：1回（無料） ワクチンの種類：ファイザー社製、または、モデルナ社製

※どちらのワクチンをご案内できるかは、国からのワクチン供給状況で変わります。

【4. 接種の注意点・副作用】

接種に関する注意点や副作用、その他の事項について、詳しくは接種券に説明書を同封しますので、よくご確認ください。

【5. 接種当日の持ち物】

(1) 予診票（追加接種用、接種券と一体型）・予防接種済証

3回目の接種の予診票は、接種券が印刷されている一体型になります。

1回目・2回目接種の方も今までの予診票は使用できません。

(2) 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）

(3) お薬手帳（ある方のみ）

※(1)、(2)を忘れた場合は、接種を受けることができません。

【6. 接種を受けることができない方】

明らかに発熱がある方など、予防接種を受けることが不適當な状態にある方。詳細は、送付した通知をご覧ください。

【7. 1回目・2日目のワクチン接種をしていない方】

3回目接種期間に1回目・2日目の接種も受けることができますので、希望の方はコールセンターへお問い合わせください。

【8. デマンドタクシーのご案内】

自宅から接種会場（接種医療機関）まで「デマンド型乗り合いタクシー ふれあいタクシー」を無料でご利用できます。ご希望の場合は前日の午後3時までにゴリラタクシー（538-2333）に「ワクチン接種のために利用する」と伝えてご予約ください。

【9. 住所地外接種届（※接種券が届いてから申請）】

接種は、住民票のある市町村の会場で受けることになっていますが、住所地外接種会場で受ける場合は、事前に「住所地外接種券届」の申請が必要です。詳しくは健康増進係へお問い合わせください。

「福祉灯油」購入費助成事業について

【問い合わせ先：保健福祉課地域福祉係 内線1402】

川俣町では、原油価格高騰に伴う燃料購入費の負担を軽減することを目的に、次の対象世帯に、灯油購入費の一部として「川俣町福祉灯油券」（1,000円券5枚綴り）を12月下旬に送付しました。なお、町県民税の未申告世帯に関しましては、町民税務課で申告のうえ、保健福祉課へ申請してください。（申請期限：令和4年3月30日）

【対象となる世帯】

令和3年12月10日現在、町の住民基本台帳に登録されている世帯で、令和3年度の町県民税が世帯員全てにおいて非課税の世帯となります。

※ ただし、対象となる世帯員のすべてが、社会福祉施設等に入所している世帯は除きます。

【利用取扱店】

	利用取扱店名	住所	電話番号	
1	刀屋米穀店	大字鶴沢字油田 41-5	565-2503	
2	川俣石油(株)	字樋ノ口 17	566-5211	
3	(株)小林	本店	字八反田 24-6	565-3341
		川俣給油所	字日和田 8	565-4734
4	(株)JAふくしま未来サービス	福田給油所	大字羽田字田中 3-2	565-3382
5	(有)せっけんや	本店	字後田 17	565-3451
		小神セルフ給油所	大字小神字長戸 12-1	563-4115
6	(株)誉田	駅前給油所	大字鶴沢字油田 12-1	566-3131
		バイパス給油所	大字鶴沢字鶴東 17-1	566-5100
7	松本商店	字新中町 95-4	565-2458	
8	吉田燃料店	字中丁 39	565-2462	
9	カインズホームFC川俣店	大字鶴沢字学校前 15	565-5000	
10	コメリハードアンドグリーン川俣店	大字鶴沢字学校前 2	538-2454	
11	ダイユーエイト川俣店	大字鶴沢字社前 18	538-0071	

【注意事項】

- 事前に「川俣町福祉灯油券」を利用するの灯油購入であることを申し出てください。
- 「川俣町福祉灯油券」の**使用期限は令和4年3月31日まで**です。
- 「川俣町福祉灯油券」は現金との引き換えや灯油以外への引き換えはできません。
- 「川俣町福祉灯油券」は他者に譲ったり、売ったりすることはできません。
- 「川俣町福祉灯油券」使用による、つり銭のお返しはできません。
- 「川俣町福祉灯油券」は紛失しても再発行できません。

新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について

【問い合わせ先：保健福祉課健康増進係 内線2202】

ワクチン接種証明書について、12月20日からスマートフォンの専用アプリにより新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになりました。また、7月から発行していた海外用接種証明書に加えて、主に日本国内での利用を想定した日本国内用接種証明書もアプリまたは書面で申請できるようになりました。

なお、接種済証や接種記録書は、引き続き接種証明書としてご利用いただけます。

接種証明書（電子版）の発行に必要なもの

- ① スマートフォン（iOS13.7以降もしくはAndroidOS8.0以降）
- ② マイナンバーカード
- ③ パスポート（海外用接種証明書のみ）



【接種証明書（電子版）の発行の流れ】

専用のアプリをインストールし、アプリ内の指示に従って手続きを進めてください。

※ 最後に接種証明書（電子版）の内容について確認していただき、接種内容に不備があれば、保健福祉課健康増進係まで、お問い合わせください。

【専用アプリのインストール方法】

12月20日からGoogle Playストア、Apple Storeでインストールできます。

「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」で検索してください。

接種証明書（書面）の発行に必要なもの

- ① 予防接種証明書交付申請書
- ② 本人確認書類（コピーでも可）
- ③ パスポート（海外用接種証明書の場合、コピーでも可）
- ④ 接種済証または接種記録書（コピーでも可）等
- ⑤ 返信用封筒＋84円切手（郵送での申請の場合）



【接種証明書（書面）の発行の流れ】

保健福祉課窓口まで上記の必要書類を提出してください。郵送でも受け付けます。

医療・福祉事業者支援一時金について

【問い合わせ先：保健福祉課地域福祉係 内線1402】

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による住民の不要不急の外出自粛により直接的、または、間接的（取引の減少等）影響を受け、売上が減少した医療・福祉事業者（医療機関、老人福祉・介護事業者、障害福祉事業者、柔道整復・はり・きゅう・あんま等の療術業事業者）の皆様を対象に一時金を支給します。

1. 支給対象者

川俣町内に事業所を有する者で、支給要件を満たし下表の事業を営む事業者が対象となります。

対象業種	医療業、社会保険・社会福祉・介護事業
------	--------------------

2. 支給要件及び支給額

補助判定月	令和3年7月 から 令和3年10月 まで。
減収率	補助判定月のうち 一月でも前年もしくは前々年同月比15%以上
給付額	賃貸物件 50万円 自己所有 20万円 ※パート労働者を除く 従業員が5人以下の事業者 が対象です。
その他	・納期の到来した町税等を完納していること。 ・暴力団等の反社会勢力との関係を有していない事業者であること。

3. 受付期間・場所

期間：令和4年1月4日（火）～令和4年2月28日（月）

場所：保健福祉課地域福祉係

4. 申請書配布場所

役場保健福祉課窓口



子育て世帯への臨時特別給付金について

【問い合わせ先：子育て支援課子育て支援係 内線2303】

国は、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受ける子育て世帯を支援するため、0歳から18歳までの児童1人あたり10万円相当の給付を行うこととしました。

川俣町では、10万円を現金で一括給付することとし、町から児童手当が支給されている世帯には令和3年12月から支給を開始しています。また、児童手当を支給されていない世帯（高校生等のみを養育する世帯や公務員世帯等）については、令和4年1月以降、順次申請書を送付しますので、給付金を希望する方は忘れずに申請書の提出をお願いします。

新型コロナウイルス感染症緊急対策事業者支援一時金について

【問い合わせ先：産業課商工交流係 内線1505】

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による住民の不要不急の外出自粛により直接的、または、間接的（取引の減少等）影響を受け、売上が減少した事業者の皆様を対象に一時金を支給します。

1. 支給対象者

川俣町内に店舗を有する者で、支給要件を満たし、下表の事業を営む事業者が対象になります。

対象業種ア (自動車運送業)	一般乗用旅客自動車運送業 一般貸切旅客自動車運送業
対象業種イ (卸売・小売・飲食店等)	繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、その他の卸売業 各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、その他の小売業、宿泊業、飲食店、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業

2. 支給要件及び支給額

補助判定月	令和3年7月 から 令和3年10月 まで
減収率	補助判定月のうち 一月でも前年もしくは前々年同月比15%以上
給付額	ア バス・タクシー 1台あたり10万円 ※ 保管場所が川俣町内となっている車両 が対象です。 イ 卸売・小売・サービス業等 賃貸物件50万円 自己所有20万円 ※パート労働者を除く 従業員が5人以下の事業者 が対象です。
その他	1. 納期の到来した町税等を完納していること。 2. 暴力団等の反社会勢力との関係を有していない事業者であること。

3. 受付期間・場所

期間：令和3年11月2日（火）～ 令和4年2月28日（月）

場所：産業課商工交流係（予約制）

4. 申請書配布場所

① 役場産業課窓口（町ホームページからも入手可能です。）

<https://www.town.kawamata.lg.jp/site/covid19/korona-jigyousyasien.html>

② 川俣町商工会

③ 町内各金融機関

